
一般社団法人愛媛県社会福祉士会 子ども家庭支援部会運営規程

子ども家庭支援部会規程第2号
2014年6月7日制定

一般社団法人愛媛県社会福祉士会（以下、「県社士会」という）として定めた子ども家庭支援部会に関する事項をここに定める。

第1章 目的

（目的）

第1条

子ども家庭支援部会は、子ども家庭分野に従事する会員、ならびに社会福祉士がその役割を十分果たせるよう支援することを目的とする。

第2章 組織

（組織）

第2条

1. 県社士会において子ども家庭支援部会と称す機関を置く。
2. 子ども家庭支援部会は、県社士会の会員で構成する。部長は、県社士会の理事とする。

（機能及び事業内容）

第3条

子ども家庭支援部会の機能及び業務内容は次のとおりとする。

1. スクールソーシャルワーカーに関する支援等の事業
2. 「ひとり親家庭支援事業」に関する活動
3. 子ども家庭分野に従事する会員の力量を担保するための研修企画・運営
4. その他目的を達成するための事業

第3章 雑則

（改正）

第4条

この規程の改正は、理事会の承認を経ることとする。

（補足）

第5条

この規程に定めるもののほか、子ども家庭支援部会の運営に必要な事項は別に定める。

附則（施行期日）

この規程は、2014年6月7日から施行する。